

指定地域密着型サービス事業所

指定地域密着型介護予防サービス事業所

指定申請等の手引き

第1章 指定手続き等の概要	- 2 -
1 指定申請等窓口	- 2 -
2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の種類	- 3 -
3 指定の要件	- 4 -
4 令和6年度指定申請スケジュール	- 4 -
5 指定の流れ	- 5 -
第2章 指定基準の概要	- 6 -
1 概要	- 6 -
2 事業者指定及び介護報酬等に関する主な関係法令等	- 7 -
◇ 指定基準一覧表	- 8 -
◇ 指定基準上必要な研修	- 28 -
◇ 運営規程における規定事項一覧	- 30 -
第3章 申請書類の作成方法等	- 32 -
1 申請に必要な書類	- 32 -
2 編纂方法等	- 32 -
3 提出部数	- 32 -
4 指定申請書記載の手引き	- 33 -
5 付表記載の手引き	- 33 -
6 添付書類作成の手引き	- 39 -
第4章 その他	- 42 -
1 指定後の手続き等	- 42 -
◇ 「地域密着型サービス費の請求に関する事項」の変更	- 46 -
2 他法令の届出等	- 62 -

令和6年3月

いわき市保健福祉部介護保険課

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、予告なしに変更することがあります。

第1章 指定手続き等の概要

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのもので、原則として、その事業所所在地の被保険者だけが利用できるサービスであり、平成18年4月に創設されました。

この地域密着型サービスを提供する事業者となるためには、市町村の指定を受ける必要があります。

本書は、地域密着型サービスについて、本市の指定を受ける上で必要な手続き等についてまとめたものです。

※ 本市以外に所在する事業所が、本市の指定を受ける場合の手続きについては、本書とは異なりますので、介護保険課へご相談ください。

1 指定申請等窓口

指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関する事前相談、指定申請書の提出、指定後の各種届出等に係る窓口は、いわき市保健福祉部介護保険課になります。

【担当窓口】

住 所 : いわき市平字梅本 21 番地 いわき市役所 1 階
担 当 課 : いわき市 保健福祉部 介護保険課 長寿支援係
電 話 : 0246-22-7467 (直通)
F A X : 0246-22-7547
E - m a i l : kaigohoken@city.iwaki.lg.jp

2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の種類

地域密着型（介護予防）サービス事業所の種類は次のとおりです。

地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	②夜間対応型訪問介護
	③地域密着型通所介護
	④認知症対応型通所介護
	⑤小規模多機能型居宅介護
	⑥認知症対応型共同生活介護
	⑦地域密着型特定施設入居者生活介護
	⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	⑨複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
地域密着型介護予防サービス	⑩介護予防認知症対応型通所介護
	⑪介護予防小規模多機能型居宅介護
	⑫介護予防認知症対応型共同生活介護

注意

介護保険法において、地域密着型サービスのうち居住系のサービス（上記の⑥～⑧及び⑫）については、市の定める計画値を越える場合は指定しないことができるとされており、本市においては、「第10次いわき市高齢者保健福祉計画（令和6年度～令和8年度）」に定めた整備計画に基づき事業所の指定を行います。

居住系サービスの事業所指定にあたっては、公募等の手続により事業者を事前に選定した上で指定を行いますので、公募等で選定されていない事業者の方は指定を受けられませんのでご注意ください。（事業者の皆様が独自に整備されても、指定は受けられません。）

※居住系サービスは公募等の手続を経る必要があることから、本書において、居住系サービスの基準等は掲載しておりません。（第4章を除く。）

3 指定の要件

事業者の指定申請にあたり、介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項に該当する場合は、地域密着型サービス事業所の指定を受けられません。

【介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項の一部抜粋】

- ① 申請者が法人でないとき
- ② 申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、厚生労働省令で定める基準及び厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき
- ③ 申請者が、厚生労働省令で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービス事業の運営をすることができないと認められるとき
- ④ 当該申請に係る事業所がいわき市の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき
- ⑤ その他、申請者が罰金の刑に処せられ刑の執行が終わらないもの、指定を取り消され5年を経過しない者、等

4 令和6年度指定申請スケジュール

事業所指定に際しては、介護保険法第78条の2第7項及び第115条の12第5項の規定に基づき、いわき市介護保険運営協議会地域密着型サービス部会より意見を聴取することから、次の日程により指定申請を受け付けます。

日 程	内 容
令和6年 4月19日	第1回指定申請締め切り
5月 中旬	地域密着型サービス部会
6月 1日	事業所指定
7月19日	第2回指定申請締め切り
8月 中旬	地域密着型サービス部会
9月 1日	事業所指定
10月18日	第3回指定申請締め切り
11月 中旬	地域密着型サービス部会
12月 1日	事業所指定
令和7年 1月17日	第4回指定申請締め切り
2月 中旬	地域密着型サービス部会
3月 1日	事業所指定

5 指定の流れ

事前相談	
受付時期	<ul style="list-style-type: none"> 相談は随時受け付けます。(開庁日の8:30~17:15) 窓口で相談する際は、<u>事前に電話で来庁日等をご連絡下さい。</u>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 位置図、平面図等参考となる資料がある場合は持参願います。 具体的に用地取得、事業所建築・改修等の施設整備を始める前に事前相談することを推奨します。(指定基準を満たさず、指定を受けられない場合もあります。)



指定申請書受付	
受付時期	<ul style="list-style-type: none"> 4ページの指定申請スケジュールのとおり
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> <u>窓口提出のみ</u> 窓口提出する際は、<u>事前に電話で来庁日等をご連絡下さい。</u>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、申請時までには建築工事等を終了し、建築確認・消防検査等が済んでいること。
申請手数料	<ul style="list-style-type: none"> 無料



指定	
審査	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の記載内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。 受付期間を過ぎて、指定する期限までに再提出がなかった場合、申請書が完備していないものとして、その回の申請受付ができませんのでご注意ください。 指定要件を満たすかどうか判断するために、原則として現地確認を行います。 申請の内容に重大な不備、不適事項があったときには、その是正改善が図られるまで指定ができません。
指定	<ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、指定要件を満たすものと判断された場合に指定を行います。 指定に際し、適正な運営を確保するため必要と市が判断した条件を付す場合があります。 指定された場合は、申請者宛に指定があった旨通知します。 指定の日付は4ページの指定申請スケジュールのとおりです。
公示等	<ul style="list-style-type: none"> 市は指定の後、速やかに県知事への届出、公示を行います。

第2章 指定基準の概要

1 概要

- 指定地域密着型サービス事業者は、^①「いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月27日いわき市条例第71号）」及び^②「いわき市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年12月27日いわき市規則第61号）」に定める基準を遵守しなければなりません。

また、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、^③「いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月27日いわき市条例第75号）」及び^④「いわき市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成24年12月27日いわき市規則第65号）」に定める基準を遵守しなければなりません。

※ 上記下線 ①～④に定める基準を、以下「指定基準」という。

- 指定基準の概要はP8～P27の指定基準一覧表を参照するほか、関係法令等を入手の上、内容を把握してください。

指定基準については、市Webサイトで閲覧、入手することができます。

いわき市Webサイト	http://www.city.iwaki.lg.jp 【条例・規則】 トップページ>例規集検索>目次検索 >第8類 厚生>第6章 介護保険
------------	---

- 指定を受けた後、指定申請に虚偽の内容があったことや、関係法令の規定事項を遵守した適正な事業運営がなされていないことなどが判明した場合には、事業所の指定取消を含む指導・処分が行われることがあります。

また、指定後に指定基準を満たさなくなった際には、介護報酬の減算が必要となる場合もありますので、ご留意ください。

2 事業者指定及び介護報酬等に関する主な関係法令等

【基本法】

- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

【関係省令等】

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号）
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）
- 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331006 号・老振発第 0331006 号・老老発第 0331019 号）

- 上記関係法令等については、厚生労働省 Web サイトで確認できます。
厚生労働省法令等データベースサービス
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

◇ 指定基準一覧表

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業内容	<p>① 基本方針 居宅要介護者に対し、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、その利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応など、安心して居宅において生活ができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すもの</p> <p>② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービス並びに訪問看護サービスを適宜適切に組み合わせて、利用者に必要なサービスを必要なタイミングで提供すること ○ 定期巡回サービスは、原則として1日複数回の訪問し、必要なケアの内容に応じ柔軟に対応すること ○ 随時対応サービスは、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容を基に相談援助を行う又は訪問介護員、看護師等による対応の要否等を判断するサービスを行う ○ 随時訪問サービスについては、通報から30分以内に駆けつけられる体制確保に努めること ○ 訪問看護サービスは、医師の指示に基づき実施されるため、全ての利用者が対象となるものではないが、定期的に行うもの及び随時に行うものいずれも含まれる 		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従 (管理上支障がない場合当該事業所の他の職務又は他の事業所、施設等の職務従事可。)
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーター ・提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1名以上 (看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員のいずれかであること。ただし、利用者処遇に支障がない場合であって、これらの者との連携が確保しているときは、3年以上の経験を有するサービス提供責任者も従事可。) ・1人以上は常勤 ・原則専従。ただし、利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の訪問介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護の職務に従事可能

			<ul style="list-style-type: none"> 午後6時～午前8時は随時サービスの訪問介護員として従事可。 午後6時～午前8時は併施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
		・訪問介護員等（介護福祉士又は訪問介護員）	
		定期巡回サービスを行う訪問介護員等	・交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
		随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<ul style="list-style-type: none"> 提供時間帯を通じて専ら従事する者1以上を確保するために必要な数以上 利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所等に従事することができる。 午後6時～午前8時はオペレーターが当該業務に従事することも差し支えない。
		・看護職員等（当該事業所と指定訪問看護事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合は配置不要）	
		保健師、看護師、准看護師	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算で2.5人以上 1人以上は常勤の保健師又は看護師 常時連絡体制が確保されること。
		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	・適当数（訪問リハビリを実施する場合に配置）
		・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者	
		計画作成責任者	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業所の看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員から1人以上 オペレーター職の者であって、サービス提供責任者として3年以上の経験を有するが上記資格等を有しない場合、計画作成責任者とは認められない。
	設備基準	<ul style="list-style-type: none"> 事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること 事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、②随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等を備えること（通報を受けられる機器としては、携帯電話等でもよい） 利用者に対しては、適切にオペレーターに通報できる端末（ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの）を配布すること。（利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。） 	

運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 ○ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 ○ 主治の医師との関係 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 ○ 同居家族に対するサービス提供の禁止 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者等の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
------	---

2 夜間対応型訪問介護

事業内容	<p>① 基本方針 居宅要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行う</p> <p>② 指定夜間対応型訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期巡回サービス、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスを一括して提供すること ○ オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置。 ただし、通報を受けて適切にオペレーションサービスを実施することが可能であると認められる場合は、この限りではない ○ オペレーションセンターを設置しない場合も、オペレーションセンターにおける通信機器に相当するもの及び利用者に配布するケアコール端末は必要 ○ サービス提供時間帯は、22時～6時までの間は最低限含むものとし、8時～18時までの間は含まず、この時間帯は、指定訪問介護を利用することとなる 		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種	員数・資格等
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従 (管理上支障がない場合当該事業所の他の職務従事可。また、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、当該指定訪問介護事業所の他の職務従事可。) 	
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーションセンター従業者 (オペレーションセンターを設置しない場合は、置かなくても可) ・オペレーター ※提供時間帯を通じて専ら利用者からの通報受付業務にあたる従業者 ・面接相談員 ※利用者の面接その他の業務を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて1名以上 (看護師、介護福祉士、医師、保健師、社会福祉士、准看護師又は介護支援専門員のいずれかであること。ただし、利用者処遇に支障がない場合であって、これらの者との連携が確保しているときは、3年以上の経験を有するサービス提供責任者も従事可。) ただし、利用者処遇に支障がない場合、利用者以外からの通報受付業務に従事可能 ・提供時間帯を通じて1以上 (オペレーターと同等の資格、知識経験を有する者とするのが望ましい)

		<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員等（介護福祉士又は訪問介護員）
	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上
	<ul style="list-style-type: none"> 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 	<ul style="list-style-type: none"> ・提供時間帯を通じて専ら従事する者1以上を確保するために必要な数以上 ・利用者処遇に支障がない場合、当該事業所の定期巡回サービスに従事することができる
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営に必要な広さを有する専用の区画を設けること ・サービス提供に必要な設備及び備品等を備えること ・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること ・事業所ごとに、①利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等、②随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等を備えること（通報を受けの機器としては、携帯電話等でもよい） ・利用者に対しては、適切にオペレーションセンターに通報できる端末（ボタンを押すなど簡易な操作で通報できるもの）を配布すること。（利用者の心身の状況により、家庭用電話や携帯電話でも随時の通報を適切に行うことが可能と認められる場合は、家庭用電話や携帯電話でも差し支えない。） 	

運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針 ○ 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針 ○ 夜間対応型訪問介護計画の作成 ○ 同居家族に対するサービス提供の禁止 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者等の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
------	--

3 地域密着型通所介護

事業内容	<p>① 基本方針 要介護となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの</p> <p>② 指定地域密着型通所介護 ○ 通所介護事業のうち、利用定員が19名未満の事業をいう。</p>			
申請者要件	法人であって、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを開設する者			
人員基準	区分	職種・資格	員数	
	管理者	・必要な知識及び経験者を有する者	・常勤専従1名 (ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、他事業所・施設等の職務に従事可)	
	従業者	・生活相談員	・単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上	・生活相談員、介護職員のうち1名以上は常勤
		・介護職員	・単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上 ・(利用者が15名以下) 1名以上 ・(利用者が16～18名) 2名以上 ※詳細は、お問い合わせ下さい。	
	・看護職員(看護師又は准看護師)	・単位ごとに専従1名以上	・定員10名以下の場合には配置不要	
・機能訓練指導員	・1名以上 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者。ただし、はり師又はきゅう師については、理学療法士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)			
設備基準	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること			
	・食堂及び機能訓練室	・合計面積が、利用定員×3㎡以上 (食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可能)		
	・相談室	・遮へい物の設置等		

<p>運営基準 (地域密着型 通所介護)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針 ○ 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針 ○ 地域密着型通所介護計画の作成 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 定員の遵守 ○ 非常災害時対策 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携等 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
----------------------------------	---

4-1 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型）

<p>事業内容</p>	<p>① 基本方針</p> <p>ア 認知症対応型通所介護</p> <p>認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの</p> <p>イ 介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>認知症である利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者生活機能の維持又端向上を図るもの</p> <p>② 指定認知症対応型通所介護（介護予防含む）</p> <p>○ 一般の通所介護と指定認知症対応型通所介護を同一の時間帯に同一の場所で一体的な形で実施することは認められない</p> <p>ただし、職員、利用者及びサービスを提供する空間を明確に区別すれば、この限りではない</p> <p><単独型></p> <p>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されていないもの</p> <p><併設型></p> <p>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設その他社会福祉施設又は特定施設に併設されているもの</p>																				
<p>申請者要件</p>	<p>法人であって、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターを開設する者</p>																				
<p>人員基準</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="386 1364 507 1400">区分</th> <th data-bbox="507 1364 794 1400">職種・資格</th> <th colspan="2" data-bbox="794 1364 1420 1400">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="386 1400 507 1635">管理者</td> <td data-bbox="507 1400 794 1635"> <ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び経験を有する者 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者 </td> <td colspan="2" data-bbox="794 1400 1420 1635"> <ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 （ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、他事業所・施設等の職務に従事可） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1635 507 1836" rowspan="2">従業者</td> <td data-bbox="507 1635 794 1713">生活相談員</td> <td data-bbox="794 1635 1204 1713">単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上</td> <td data-bbox="1204 1635 1420 1836" rowspan="2">生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1713 794 1836">看護職員（看護師又は准看護師）又は介護職員</td> <td data-bbox="794 1713 1204 1836">単位ごとに専従1名以上及び提供時間帯を通じて専従1名以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1836 507 2033"></td> <td data-bbox="507 1836 794 2033">機能訓練指導員</td> <td colspan="2" data-bbox="794 1836 1420 2033"> <ul style="list-style-type: none"> 1名以上 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者。ただし、はり師又はきゅう師については、理学療法 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	職種・資格	員数		管理者	<ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び経験を有する者 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 （ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、他事業所・施設等の職務に従事可） 		従業者	生活相談員	単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上	生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤	看護職員（看護師又は准看護師）又は介護職員	単位ごとに専従1名以上及び提供時間帯を通じて専従1名以上		機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者。ただし、はり師又はきゅう師については、理学療法 			
区分	職種・資格	員数																			
管理者	<ul style="list-style-type: none"> 必要な知識及び経験を有する者 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1名 （ただし管理上支障がない場合、当該事業所の他職務、又は、他事業所・施設等の職務に従事可） 																			
従業者	生活相談員	単位ごとに提供時間帯を通じて専従1名以上	生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上は常勤																		
	看護職員（看護師又は准看護師）又は介護職員	単位ごとに専従1名以上及び提供時間帯を通じて専従1名以上																			
	機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上 （理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者。ただし、はり師又はきゅう師については、理学療法 																			

			士等の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)
設備基準	食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して、必要な設備並びにサービス提供に必要な設備及び備品を備えること		
	・ 食堂及び機能訓練室	・ 合計面積が、利用定員×3㎡以上 (食事の提供、機能訓練に支障がない場合は、食堂及び機能訓練室が、同一の場所でも可能)	
	・ 相談室	・ 遮へい物の設置等	
運営基準 (認知症対応型通所介護)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅介護支援事業所等との連携 ○ 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ○ 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ○ 居宅サービス計画等の変更の援助 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針 ○ 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針 ○ 認知症対応型通所介護計画の作成 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 定員の遵守 ○ 非常災害対策 ○ 衛生管理等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 地域との連携等 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備 		

4-2 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（共用型）

事業内容	上記＜単独型及び併設型＞と同様	
申請者要件	法人であって、介護サービスの指定や許可を受けた日から3年以上経過している事業所・施設で、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人福祉施設又は地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それらの利用者などとともに行う者	
人員基準	区分	職種・資格・員数
	管理者	上記＜単独型及び併設型＞と同様
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> 指定（介護予防含む）認知症対応型共同生活介護の利用者、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者又は指定地域密着型特定施設の入居者の数と当該事業の利用者の数を合計した数について、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の規定される従業者の員数を満たすために必要な数以上
	利用定員	<p>【認知症対応型共同生活介護】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニット毎に、1日当たり3人以下 <p>【指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型を除く）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設毎に、1日当たり3人以下 <p>【指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユニット毎に、入居者とデイの利用者の数の合計が1日当たり12人以下 <p>※いずれの場合も、1日の同一時間帯に3人を超えて利用者を受け入れることはできない</p>
運営基準	前項＜単独型・併設型＞と同様	

5 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業内容	<p>① 基本方針</p> <p>ア 小規模多機能型居宅介護 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの。</p> <p>イ 介護予防小規模多機能型居宅介護 利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すもの。</p>		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者 ・基本は、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が務めることが望ましい 	
	管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者 ・管理上支障がない場合は、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院との併設の場合は、これらの施設等の職務との兼務可 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤専従1名 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は他の事業所・施設等の職務との兼務可)
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・1名以上は常勤 ・1名以上は看護職員（看護師又は准看護師）
		夜間及び深夜以外の時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法

		ア 通いサービス	・利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上		
		イ 訪問サービス	・1名以上		
		夜間及び深夜の時間帯			
		ア 夜間及び深夜勤務	・1名以上		
		イ 宿直勤務	・1名以上		
	・介護支援専門員 (小規模多機能型サービス等 計画作成担当者研修を修了し ている者)		・専従1名以上 (利用者の処遇に支障がない 場合は、当該事業所の他の職 務に従事又は併設する施設等 の職務との兼務可)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ・介護従業者は、資格等は必ずしも必要としないが、原則として、介護知識、経験を有する者とする ・介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービス利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる ・宿泊サービスの利用者がある場合は、利用者の防火安全を考慮し、宿直勤務者は事業所内で宿直するものとする ・宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービス提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる ・指定地域密着型老人福祉施設、指定地域密着型特定施設、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものに限る)、介護医療院が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 				
	設備基準	登録定員	・29人以下		
		<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備、備品を備えること 			
		・居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの(本市においては、合計床面積\geq通いサービス利用定員(登録定員の2分の1から18人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の数の上限)\times3m^2以上を標準とする。) ※ 居間及び食堂は同一の場所とすること可 		
・宿泊室		・個室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は、宿泊室1に対し1名(利用者の処遇上必要と認められる場合は2名) ・床面積は、宿泊室1につき7.43m^2以上 		
	・個室以	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積は、(宿泊サービス利用定員 			

			<p>外の宿泊室を設ける場合</p>	<p>(通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内で事業者が定める1日当たり利用者数の上限) - 個室定員) × 7.43 m²以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造は、プライバシーが確保されたもの(カーテンは不可) ・プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可
<ul style="list-style-type: none"> ・設備は指定小規模多機能型居宅介護の専用でなければならない。(ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能) ・利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること。 ・小規模多機能型居宅介護事業者は、スプリンクラー設備を設置するものとする。(述べ面積 275 m²未満の事業所についても設置するものとする) 				

<p>運営基準 (小規模多機能型居宅介護)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅サービス事業者との連携 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 ○ 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 ○ 居宅サービス計画計画の作成 ○ 法定代理受領サービスに係る報告 ○ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 ○ 小規模多機能型居宅介護計画の作成 ○ 介護等 ○ 社会生活上の便宜の提供等 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 定員の遵守 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 非常災害対策 ○ 衛生管理等 ○ 協力医療機関等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 調査への協力等 ○ 地域との連携等 ○ 居住機能を担う併設施設等への入居 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
-------------------------------	--

6 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

事業内容	<p>① 基本方針 複合型サービスは、訪問看護と小規模多機能居宅介護の基本方針を踏まえて行うもの。</p> <p>ア 訪問看護の基本方針 要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において自立した生活ができるようその療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すもの。</p> <p>イ 小規模多機能型居宅介護の基本方針 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするもの。</p>		
申請者要件	法人		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として認知症高齢者の介護に従事した経験を有する者、又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者で、厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修等）を修了している者、又は保健師若しくは看護師 ・ 基本は、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が務めることが望ましい 	
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、複合型サービス事業所等の職員又は訪問介護員等として3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有し、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了している者、又は保健師若しくは看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤専従1名 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務他の事業所・施設等の職務との兼務可) 	

		<ul style="list-style-type: none"> 管理上支障がない場合は、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護療養型医療施設、介護医療院との併設の場合は、これらの施設等の職務との兼務可
従業者	<ul style="list-style-type: none"> 介護従業者 	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上は常勤の保健師又は看護師
	<ul style="list-style-type: none"> 夜間及び深夜以外の時間帯 	
	<ul style="list-style-type: none"> ア 通いサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で、利用者の数が3名又はその端数を増すごとに1名以上 1名以上は看護職員
	<ul style="list-style-type: none"> イ 訪問サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で、2名以上 1名以上は看護職員
	<ul style="list-style-type: none"> 夜間及び深夜の時間帯 	
	<ul style="list-style-type: none"> ア 夜間及び深夜勤務 	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上
	<ul style="list-style-type: none"> イ 宿直勤務 	<ul style="list-style-type: none"> 1名以上
	<ul style="list-style-type: none"> 看護職員 (訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合で、当該訪問看護事業所の基準を満たしている場合は、基準を満たしているとみなす) 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤換算方法で2.5以上
	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員 (小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了している者) 	<ul style="list-style-type: none"> 専従1名以上 (利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事又は併設する施設等の職務との兼務可)

		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は前年度の平均とし、新規に指定を受ける場合は推定数 ・介護支援専門員の業務として、①登録者の小規模多機能型居宅介護以外の居宅サービスを含めた「居宅サービス計画」の作成、②サービス利用に関する市への届出代行、③「小規模多機能型居宅介護計画」の作成が挙げられる ・宿泊サービスの利用者がいる場合は、利用者の防火安全を考慮し、宿直勤務者は事業所内で宿直するものとする ・宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対し訪問介護サービス提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて従業者を置かないことができる ・認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型老人福祉施設、地域密着型特定施設、指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る）、介護医療院が併設されている場合、これら施設等の職務との兼務可 		
設備基準	登録定員	・29人以下		
		<ul style="list-style-type: none"> ・居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他サービス提供に必要な設備、備品を備えること 		
	・居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・機能を十分に発揮し得る適当な広さを有するもの（本市においては、合計床面積\geq通いサービス利用定員（登録定員の2分の1から18人の範囲内において事業者が定める1日あたりの利用者の数の上限）\times3m^2以上を標準とする。） ※ 居間及び食堂は同一の場所とすること可 		
	・宿泊室	<ul style="list-style-type: none"> ・個室 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は、宿泊室1に対し1名（利用者の処遇上必要と認められる場合は2名） ・床面積は、宿泊室1につき7.43m^2以上 （ただし、当該事業所が病院又は診療所である場合は、6.4m^2以上） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個室以外の宿泊室を設ける場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積は、（宿泊サービス利用定員（通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内で事業者が定める1日当たり利用者数の上限）$-$個室定員）\times7.43m^2以上 ・構造は、プライバシーが確保されたもの（カーテンは不可） 		

				<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーが確保できるのであれば、居間も宿泊室の面積に含めて可
	<ul style="list-style-type: none"> ・設備は指定複合型サービスの専用でなければならない。 （ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、兼用可能） ・利用者の家族との交流の機会確保や地域住民との交流の機会確保の観点から住宅地や住宅地と同程度の交流の機会が確保される地域にあること ・複合型サービス事業者は、スプリンクラー設備を設置するものとする。（述べ面積 275 m²未満の事業所についても設置するものとする） 			

<p>運営基準 (小規模多機能型居宅介護)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内容及び手続の説明及び同意 ○ 提供拒否の禁止 ○ サービス提供困難時の対応 ○ 受給資格等の確認 ○ 要介護認定の申請に係る援助 ○ 心身の状況等の把握 ○ 居宅サービス事業者等との連携 ○ 身分を証する書類の携行 ○ サービスの提供の記録 ○ 利用料等の受領 ○ 保険給付の請求のための証明書の交付 ○ 指定複合型サービスの基本取扱方針 ○ 指定複合型サービスの具体的取扱方針 ○ 主治の医師との関係 ○ 居宅サービス計画の作成 ○ 法定代理受領サービスに係る報告 ○ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 ○ 小規模多機能型居宅介護計画・報告書の作成 ○ 介護等 ○ 社会生活上の便宜の提供等 ○ 利用者に関する市町村への通知 ○ 緊急時等の対応 ○ 管理者の責務 ○ 運営規程 ○ 勤務体制の確保等 ○ 定員の遵守 ○ 業務継続計画の策定等 ○ 非常災害対策 ○ 衛生管理等 ○ 協力医療機関等 ○ 掲示 ○ 秘密保持等 ○ 広告 ○ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ○ 苦情処理 ○ 調査への協力等 ○ 地域との連携等 ○ 居住機能を担う併設施設等への入居 ○ 事故発生時の対応 ○ 虐待の防止 ○ 会計の区分 ○ 記録の整備
-------------------------------	--

◇ 指定基準上必要な研修

指定基準において、地域密着型サービス事業所の代表者等に義務付けられている研修は、次のとおりです。

なお、研修については、福島県が実施しておりますが、開催回数等も限られていることから、受講募集等の状況については、福島県高齢福祉課のWebサイト等で随時確認してください。

【福島県高齢福祉課】

福島県トップページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>)

> 組織でさがす > 高齢福祉課

1 計画作成担当者

サービスの種類	研修
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	※ 上記研修の受講要件として、認知症介護実務者研修（基礎課程）（以下「基礎課程」という。）、又は、認知症介護実践研修（実践者研修）（以下「実践者研修」という。）の受講修了が必要。
認知症対応型共同生活介護	下記のいずれかの研修 (1) 実践者研修 (2) 基礎課程

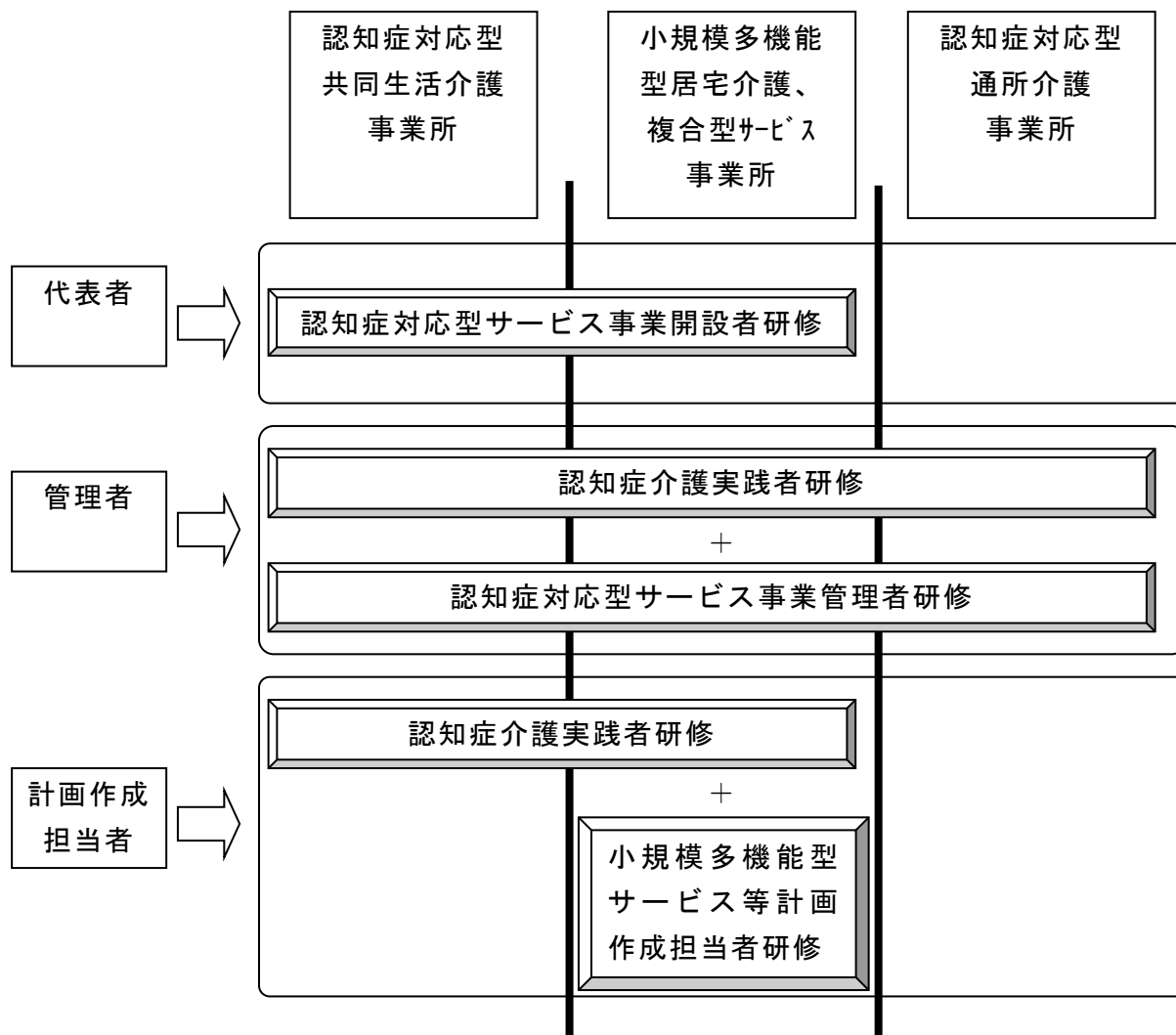
2 管理者

サービスの種類	研修	経過措置	みなし措置
認知症対応型通所介護	認知症対応型サービス事業管理者研修	みなし指定を受けた指定認知症対応型通所介護事業所の管理者については、研修を要しない。	平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎課程」修了した者で、平成18年3月31日に、
小規模多機能型居宅介護	※上記研修の受講要件として「基礎課程」又は「実践者研修」の受講修了が必要。	なし	現に特養、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、GH等の管理者の職務に従事している者。
複合型サービス		「基礎課程」を修了したものであって、平成18年3月31日に、現にGHの管理者の職務に従事していたものが、引き続き平成18年4月1日以降も認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の職務に従事する場合	上記の他「認知症高齢者グループホーム管理者研修」を修了している者。
認知症対応型共同生活介護			

3 代表者

サービスの種類	研修	経過措置	みなし措置
小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 サービス事業 開設者研修	なし	下記の研修のいずれかを 修了しているもの (1)実践者研修又は実践リ ーダー研修、認知症高 齢者グループホーム管 理者研修 (2)基礎課程又は専門課程 (3)認知症介護指導者研修 (4)認知症高齢者グループ ホーム開設予定者研修
複合型サービス		なし	
認知症対応型共 同生活介護			

【指定基準上必要な研修のイメージ】



◇ 運営規程における規定事項一覧

サービス種別	運営規程に規定する事項
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の実業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項
指定夜間対応型訪問介護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の実業の実施地域 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他運営に関する重要事項
指定地域密着型通所介護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日、営業時間及びサービス提供時間 ④ 指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤ 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の実業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項
指定（介護予防）認知症対応型通所介護	① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日、営業時間及びサービス提供時間 ④ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の利用定員

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の内容および利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項
指定（介護予防） 小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項
指定複合型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定複合型サービスの登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ 指定複合型サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に関する重要事項

※ なお、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項はウェブサイトに掲載する必要があります。（経過措置により、令和7年4月1日までに）

第3章 申請書類の作成方法等

1 申請に必要な書類

- 事業所指定の申請をするためには、次の書類が必要です。
- 指定申請に係る必要書類は、いわき市Webサイトからダウンロードして記入してください。

【いわき市ホームページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)】
トップページ>産業・ビジネス>福祉・介護
>地域密着型事業者の申請・届出等>◆地域密着型サービス事業者の新規申請について

書類の種類	様式
指定申請書	別紙様式第2号(1)
付表	付表第2号(1)~(12)
添付書類一覧表	添付書類チェック表
添付書類	参考様式ほか

2 編纂方法等

- ① 「指定申請書」、「付表」、「添付書類一覧表」及び「添付書類」は、一括してフラットファイルに綴ってください。

② 編纂の順番

「指定申請書」が一番上、以下「付表」、「添付書類一覧表」、「添付書類」の順に綴ってください。

同一敷地内において行う複数の事業を一括して申請する場合は、1の事業に係る「付表」、「添付書類一覧表」、「添付書類」を綴った後に、2の事業に係る「付表」、「添付書類一覧表」、「添付書類」を綴ってください。

③ 添付書類の編纂

「添付書類」は、「添付書類一覧表」の添付書類番号順に綴ってください。

3 提出部数

- 本書1部を提出してください。
- 申請者保管用として、副本を作成のうえ、保管してください。

4 指定申請書記載の手引き

- 指定申請書は各サービス共通です。(別紙様式第2号指定申請書)
- 記載に当たっては、指定申請書の下欄「備考」欄を参照し、記入してください。
- 「申請者の所在地」欄は、主たる事務所の所在地を、「名称」欄は、法人名、法人代表者の職名、氏名を記入してください。
- 「代表者の住所」欄は、代表者個人の住所を記入してください。
- 地域密着型サービス事業と地域密着型介護予防サービス事業を併せて指定申請する場合は、「指定を受けようとする事業所の種類」欄の「地域密着型サービス」欄及び「地域密着型介護予防サービス」欄の双方に記入してください。

5 付表記載の手引き

- 付表は、サービス毎に異なっていますので、申請するサービスに合わせて作成してください。
- 作成に当たっては、各付表の「備考」欄を参照してください。
- 「事業所名称」欄は、正式名称を記載してください。
- 「管理者」欄のうち「住所」欄は、管理者個人の住所を記入してください。
- 「事業所所在地」欄は、ビル等の名称まで正確に記入してください。
- 「主な掲示事項」欄のうち「利用料」欄は「介護報酬の告示上の額」、「介護報酬の告示上の額の1割、2割又は3割」「介護報酬の告示上の額の負担割合証に応じた額」等とすることも可能です。

◇ 添付書類一覧表

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

番号	添 付 書 類
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
3	申請者の登記事項証明書等
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
1 0	資格証及び研修終了証の写し（資格等が必要とされる者のみ）
1 1	事業所の平面図
1 2	設備・備品等に係る一覧表
1 4	運営規程
1 5	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
2 0	誓約書
2 5	介護・医療連携推進会議の構成員
2 6	業務継続計画（BCP）

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

② 夜間対応型訪問介護

番号	添付書類
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
3	申請者の登記事項証明書等
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
10	資格証及び研修終了証の写し（資格等が必要とされる者のみ）
11	事業所の平面図
12	設備・備品等に係る一覧表
13	オペレーションセンターサービスの概要（センターを設置しない場合のみ）
14	運営規程
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
17	随時訪問サービスの委託先（他の訪問介護事業所に委託する場合のみ）
20	誓約書
21	業務継続計画（BCP）

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

③ 地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護

番号	添付書類
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
3	申請者の登記事項証明書等
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
6	管理者の経歴（認知症対応型通所介護に係る申請の場合のみ）
9	生活相談員の経歴（所持資格が介護福祉士の場合のみ）
10	資格証及び研修修了証の写し（資格等が必要とされる者のみ）
11	事業所の平面図
12	設備・備品等に係る一覧表
14	運営規程
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
16	サービス提供実施単位一覧表
20	誓約書
21	建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
22・23	消防用設備等検査済証及び防火対象物使用開始届の写し
24	運営推進会議の構成員
26	非常災害対策計画
27	避難確保計画（対象エリアの事業所のみ）
28	業務継続計画（BCP）

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

④ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

番号	添付書類
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
3	申請者の登記事項証明書等
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
5	介護支援専門員の氏名及び登録番号
6	管理者の経歴
7	代表者の経歴
8	計画作成担当者の経歴
10	資格証及び研修修了証の写し (資格等が必要とされる者のみ)
11	事業所の平面図
12	設備・備品等に係る一覧表
14	運営規程
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
18	協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約の内容
19	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要
20	誓約書
21	建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
22・23	消防用設備等検査済証及び防火対象物使用開始届の写し
24	運営推進会議の構成員
26	非常災害対策計画
27	避難確保計画 (対象エリアの事業所のみ)
28	業務継続計画 (BCP)

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

⑤ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

番号	添付書類
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
3	申請者の登記事項証明書等
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
5	介護支援専門員の氏名及び登録番号
6	管理者の経歴
7	代表者の経歴
8	計画作成担当者の経歴
9	生活相談員の経歴
10	資格証及び研修修了証の写し（資格等が必要とされる者のみ）
11	事業所の平面図
12	設備・備品等に係る一覧表
14	運営規程
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
18	協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容
19	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・病院等との連携体制及び支援体制の概要
20	誓約書
21	建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
22・23	消防用設備等検査済証及び防火対象物使用開始届の写し
24	運営推進会議の構成員
26	非常災害対策計画
27	避難確保計画（対象エリアの事業所のみ）
28	業務継続計画（BCP）

※これ以外にも、市が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

6 添付書類作成の手引き

○ 添付書類作成の留意事項

添付書類一覧表で申請する事業の必要書類を確認してください。

また、各書類の作成に当たっては、次の事項に留意してください。

	書類区分	形態	提出書類・作成上の留意事項
1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	別紙 3 - 2	○「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の備考を参照してください。
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	別紙 1 - 3	○別紙 1 - 3「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」の備考を参照してください。
3	申請者の登記事項証明書等	原本	○登記事項証明書は全部事項証明書としてください。
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式 1	○参考様式の備考を参照してください。 ○事業開始予定日から 4 週分の予定について記載してください。 ○兼務従業者については、それぞれの勤務時間を明確にしてください。 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護等の指定申請の場合は、宿直時間帯と宿直時間帯以外の勤務体制を明示してください。
5	介護支援専門員の氏名及び登録番号	標準様式 7	○介護支援専門員の氏名と番号を記載し、介護支援専門員証の写しを添付して下さい。
6 ・ 7 ・ 8 ・ 9	管理者の経歴 ・ 代表者の経歴 ・ 計画作成担当者の経歴 ・ 生活相談員の経歴	標準様式 2	○参考様式の備考を参照してください。 ○当該事業に関する資格を有する場合は併せて記載してください。 ○生活相談員の資格要件：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格、介護支援専門員、入所・通所施設で 5 年以上の介護経験のある介護福祉士
10	資格証及び研修修了証の写し	写し	○指定基準上、資格要件が定められている従業者（看護職員等）については、国家資格証等の資格を証明する書類の写しを添付してください。 ○指定基準上必要な研修の修了証の写しを添付してください。
11	事業所の平面図	自己作成	○規格は、A 4 又は A 3（A 3 の場合は折り畳んで編纂する）としてください。

			<p>○各部屋の用途及び面積を明示すること。</p> <p>○建築確認済証の写し、防火対象物使用開始届出書の写しを添付してください。</p>
12	設備備品等一覧表	標準様式 4	<p>○参考様式の備考を参照してください。</p> <p>○「サービス提供上配慮すべき設備の概要」欄は、指定基準に定められている設備について、それぞれ概要を記載してください。</p> <p>○「非常災害設備等」欄は、消防法その他の法令等に規定された設備等の設置状況について記載してください。</p> <p>○「備品の品目」欄は、サービスの提供に利用する備品を記入してください。</p>
13	オペレーションセンターサービスの概要	自己作成	<p>○夜間対応型訪問介護事業所で、オペレーションセンターを設置しない場合にのみ作成してください。</p>
14	運営規程	自己作成	<p>○P 30～31 の「運営規程における規定事項一覧」で必要事項を確認してください。</p>
15	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式 5	<p>○苦情処理に係る対応方針を具体的に記入してください。</p>
16	サービス提供実施単位	参考様式 第 7 号	<p>○地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所についてはサービス提供実地単位一覧表を作成して下さい。</p> <p>○参考様式 7 の備考を参照してください。</p>
17	随時訪問サービスの委託先	参考様式 第 8 号	<p>○夜間対応型訪問介護事業所で、随時訪問サービスを他の指定訪問介護事業所に委託を行う場合にのみ作成してください。</p>
18	協力医療機関等との契約内容	写し	<p>○利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関（協力歯科医療機関）と、あらかじめ取り交わした契約書の写しを添付してください。</p>
19	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要	自己作成	<p>○次項について、具体的に記載して下さい。</p> <p>①利用者に対するサービス提供確保のための連携・支援体制</p> <p>②夜間における緊急時の対応等のための連携・支援体制</p> <p>③その他参考事項</p>
20	誓約書	標準様式 6	<p>○様式内の該当（申請）するサービスにチェックをして下さい。</p>

21	建築基準法第7条第5 項の規定による検査済 証の写し	写し	○各証書の写しを提出して下さい。
22	消防用設備等検査済証 及び防火対象物使用開 始届の写し		
23			
24	運営推進会議の 構成員	参考様式 11	○地域密着型通所介護事業所、（介護予防） 認知症対応型通所介護事業所、（介護予防） 小規模多機能型居宅介護事業所、（介護予 防）認知症対応型共同生活介護事業所、地 域密着型特定施設入居者生活介護事業所、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護事業所、複合型サービスについては、 運営推進会議の構成員氏名、構成区分、職 名等を記載してください。 ○参考様式の備考を参照してください。 ○利用者、利用者の家族等指定申請時点で氏 名が明示できないものは、氏名欄は空白で 構いません。
25	介護・医療連携推進會 議の構成員	参考様式 11	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護につい ては、介護・医療連携推進會議の構成員氏 名、構成区分、職名等を記載して下さい。 ○参考様式の備考を参照して下さい。 ○利用者、利用者の家族等指定申請時点で指 名が明示できないものは、氏名欄は空白で 構いません。
26	非常災害対策計画		○訪問系以外の入所・通所系介護サービス事 業所が対象。
27	避難確保計画		○浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸 水想定区域内に所在する要配慮者利用施 設（社会福祉施設等）が対象。
28	業務継続計画（BCP）		○自然災害に関するBCP、感染症に関するBCP をそれぞれ作成すること。（2つのBCPを 一体的に作成する場合には各々の特性に 応じた計画内容とすること。）

第4章 その他

1 指定後の手続き等

(1) 変更届等の手続き（介護保険法第78条の5及び第115条の15）

区分	事由	届出様式
変更届	事業所の名称や運営規程等が変更となった場合	変更届出書 (別紙様式第2号(4))
廃止・休止・再開届	事業を廃止、休止、再開する場合	廃止・休止・再開届出書 (別紙様式第2号(3)) 再開届出書 (別紙様式第2号(5))
指定辞退届出	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者が指定を辞退する場合	指定辞退届出書 (別紙様式第2号(6))

① 変更届等が必要な場合

ア 変更届

指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定められる事項（介護保険法施行規則第131条の13及び同規則第140条の30に規定。）が変更になったときは、その旨を本市に10日以内^{*1・2}に届け出る必要があります。

どのような場合に変更届が必要になるかについては、サービスの種類により異なりますので、44ページの「変更届必要事項一覧」を確認してください。

※1 変更届の届出事項である「地域密着型サービス費の請求に関する事項」を変更する場合は、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出」が必要となりますが、当該届出は、届出時期により加算等の算定開始時期が異なる等変更届とは取り扱いが異なりますので留意してください。なお、詳しくは47～60ページをご覧ください。

※2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所については、あらかじめ老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの変更の届出又は変更に係る認可が必要な事項がありますので留意してください。

イ 廃止・休止・再開届

指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業を廃止又は休止する場合はその1月前までに、再開したときはその日から10日以内に、それぞれその旨を本市に届け出る必要があります。

なお、休止については、休止期間の終了日までに事業の再開又は廃止を検討し、再度、再開又は廃止の届出をする必要があります。

ウ 指定辞退届出

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができます。(老人福祉法に基づく特別養護老人ホームとして、廃止又は休止には市長の認可が必要です。)

エ 他市町村のみなし指定を受けている事業所における連絡

他市町村の被保険者が利用していたことにより、平成18年4月に他市町村の指定を受けているとみなされた事業所は、当該18年4月以前から利用している他市町村の被保険者に限り指定の効力が有効であり、当該被保険者の退居等によりサービスを終了した場合は、その時点で指定の効力はなくなります。

このため、市町村では事業所台帳の抹消等の手続きが必要になりますので、速やかに当該他市町村へ連絡してください。

② 変更届等の様式及び記入方法

変更届等の様式は各サービス共通です。(別紙様式第2号(4))。

届出書はサービスごとに記入してください。なお、地域密着型サービス事業所が地域密着型介護予防サービスの指定を併せて受けている場合で、両サービスに共通する事項を変更する場合は、一の変更届出書により併せて届出が可能です。

○ 変更届等に係る必要書類は、いわき市Webサイトからダウンロードして記入してください。

【いわき市ホームページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)】

トップページ>産業・ビジネス>福祉・介護

>地域密着型事業者の申請・届出等>地域密着型サービスの変更届出について

③ 変更届等に必要な添付書類

ア 変更届出書には、サービス区分ごとの付表(付表(1)～(12))を添付するとともに、変更内容が確認できる書類の添付が必要です。主な添付書類は、44～46ページのとおりです。

イ 廃止及び休止については、添付書類を提出する必要はありません。再開をする場合は、「廃止・休止・再開届出書」のほか、勤務形態一覧表や休止前の状況に変更が生じている場合は、「変更届出書」も併せて提出してください。

④ 提出先

変更届等の提出先は、いわき市介護保険課になります。

⑤ 提出部数

正本1部・副本1部を作成し、正本を提出し、申請者保管用として副本を保管してください。

【変更届必要事項一覧】

変更事項		事業種別								
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	複合型サービス
事業所・施設の名称、所在地		○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者（開設者）の名称		○	○	○	○	○	○	○	○	○
主たる事業所の所在地		○	○	○	○	○	○	○	○	○
代表者の氏名、住所及び役職		○	○	○	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書（当該事業に関するものに限る）		○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所・施設の建物の構造・専用区画等		○	○	○	○	○	○	○	○	○
事業所・施設の管理者の氏名及び住所					○	○	○			○
運営規程		○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関・協力歯科医療機関						○	○	○	○	○
介護老人福祉施設・介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制						○	○			○
本体施設、本体施設との移動経路等									○	
併設施設の状況等									○	
介護支援専門員の氏名						○	○	○	○	○
事業所が病院・診療所等の別										○
連携する訪問看護を行う事業所の名称・所在地		○								
その他	法人又は事業所の電話番号、FAX番号及びEメールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計画作成担当者（介護支援専門員を除く）の氏名						○			
	生活相談員の変更			○	○				○	

【変更届出必要事項一覧】

変更事項		サービスの種類								
		訪問介護 定期巡回・随時対応型	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	複合型サービス
添付資料 ・付表（サービス種別ごと） 必須 ・人員の変更が伴う場合には、下記書類のほか勤務形態一覧(標準様式1)を添付して下さい。										
1	事業所又は施設の名称									
	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	事業所又は施設の所在地									
	運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	事業者又は開設者の名称									
	登記事項証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	事業者又は開設者の主たる事務所の所在地									
	登記事項証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	事業者又は開設者の代表者の氏名、住所及び役職									
	登記事項証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	認知症対応型サービス事業開設者研修修了証の写し					○	○			○
6	登記事項証明書・条例等(指定に係る事業に関するものに限る)									
	登記事項証明書・条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	事業所又は施設の建物の構造概要、設備の概要等									
	・変更後の事業所(施設)の平面図(※各室の用途を明記)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・(建築確認申請を行った場合)建築確認申請書、検査済証及び消防関係書類の写し			○	○	○	○	○	○	○
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所									
	・変更後の管理者の経歴書				○	○	○			○
	・誓約書(標準様式6)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・認知症実践者研修修了証の写し				○	○	○			○
	・認知症対応型サービス事業管理者研修修了証の写し				○	○	○		○	
9	運営規程									
	・変更後の運営規程(※変更箇所を下線や色付け、新旧対照表等により明記のこと)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力医療機関又は協力歯科医療機関の名称等										

【変更届出必要事項一覧】

変更事項		サービスの種類									
		訪問 定期 巡回・ 随時 対応型	夜間 対応型 訪問 介護	地域 密着 型通所 介護	認知 症対 応型 通所 介護	小規 模多 機能 型居 宅介 護	認知 症対 応型 共同 生活 介護	活 地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	入 所 者 生 活 介 護	地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設	複 合 型 サ ー ビ ス
	添付資料 (付表及び勤務形態一覧(参考様式第1号) については、変更内容に関わらず添付すること)										
10	協力医療機関又は協力歯科医療機関の名称等 ・変更後の協力医療機関(協力病院、協力歯科医療機関)との契約書の写し					○	○	○	○	○	
11	利用定員 居室面積等一覧表(参考様式第4号) 事業所(施設)の平面図 運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携又は支援体制の概要 変更後の施設及び病院等との契約書の写し					○	○			○	
13	本体施設の概要、本体施設との移動経路等 変更した概要等が分かる書類								○		
14	併設施設の概要 変更した概要等が分かる書類								○		
15	介護支援専門員の氏名及び登録番号 ・介護支援専門員一覧(標準様式7) ・介護支援専門員証の写し ・認知症実践者研修修了証の写し ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了証の写し					○	○	○	○	○	
16	連携する訪問看護を行う事業所の名称・所在地 連携する訪問看護事業所との契約書の写し	○									
17	生活相談員の変更(新たに相談員を配置する場合のみ) ・資格証等の写し ・経歴書(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護において、5年以上の実務経験がある介護福祉士を配置する場合に添付)			○	○				○		
18	計画作成担当者(介護支援専門員を除く)の氏名 ・認知症実践者研修修了証の写し						○				
19	事業所又は開設者の電話、FAX番号、Eメールアドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

◇ 「地域密着型サービス費の請求に関する事項」の変更
 (介護給付費の算定に係る体制等に関する届出)

「地域密着型サービス費の請求に関する事項の変更」は、「介護給付費の算定に係る体制等に関する届出」により事業所が届出している介護給付費の算定に係る体制等(加算体制、減算の状況、割引の有無)に変更が生じた場合に届出が必要となります。

なお、他市町村から指定(みなし指定含む)を受けている場合、当該他市町村にも提出が必要となりますので、提出書類等詳細は各自治体に問い合わせてください。

① 届出が必要な体制等の種別

ア 地域密着型サービス

サービス種別	加算体制	減算の状況
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	①特別地域加算 ②中山間地域における小規模事業所加算 ③緊急時訪問看護加算 ④特別管理体制 ⑤ターミナルケア体制 ⑥総合マネジメント体制強化加算 ⑦サービス提供体制強化加算 ⑧介護職員処遇改善加算 ⑨介護職員等特定処遇改善加算	
夜間対応型訪問介護	①24時間通報対応加算 ②サービス提供体制強化加算 ③介護職員処遇改善加算 ④介護職員等特定処遇改善加算	
地域密着型通所介護	①時間延長サービス体制 ②共生型サービスの提供 ③生活相談員配置等加算 ④入浴介助加算 ⑤中重度者ケア体制加算 ⑥生活機能向上連携加算 ⑦個別機能訓練加算 ⑧ADL維持等加算 ⑨認知症加算 ⑩若年性認知症利用者受入加算 ⑪栄養アセスメント・栄養改善体制 ⑫口腔機能向上加算 ⑬科学的介護推進体制加算 ⑭サービス提供体制強化加算 ⑮介護職員処遇改善加算 ⑯介護職員等特定処遇改善加算 ⑰介護職員等ベースアップ等支援加算	①職員の欠如による減算

<p>認知症対応型 通所介護</p>	<p>① 時間延長サービス体制 ② 入浴介助加算 ③ 生活機能向上連携加算 ④ 個別機能訓練加算 ⑤ A D L維持等加算 ⑥ 若年性認知症利用者受入加算 ⑦ 栄養アセスメント栄養改善体制 ⑧ 口腔機能向上加算 ⑨ 科学的介護推進体制加算 ⑩ サービス提供体制強化加算 ⑪ 介護職員処遇改善加算 ⑫ 介護職員等特定処遇改善加算 ⑬ 介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>①職員の欠如による減算</p>
<p>小規模多機能型 居宅介護</p>	<p>①若年性認知症利用者受入加算 ②看護職員配置加算 ③看取り連携体制加算 ④訪問体制強化加算 ⑤総合マネジメント体制強化加算 ⑥科学的介護推進体制加算 ⑦サービス提供体制強化加算 ⑧介護職員処遇改善加算 ⑨介護職員等特定処遇改善加算 ⑩介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>①職員の欠如による減算</p>
<p>認知症対応型 共同生活介護</p>	<p>①夜間支援体制加算 ②若年性認知症利用者受入加算 ③利用者の入院期間中の体制 ④看取り介護加算 ⑤医療連携体制加算 ⑥認知症専門ケア加算 ⑦科学的介護推進体制加算 ⑧サービス提供体制強化加算 ⑨介護職員処遇改善加算 ⑩介護職員等特定処遇改善加算 ⑪介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>①職員の欠如による減算 ②身体拘束廃止未実施減算 ③夜間勤務条件基準による減算</p>
<p>地域密着型 特定施設入居者 生活介護</p>	<p>①入居継続支援加算 ②生活機能向上連携加算 ③個別機能訓練加算 ④夜間看護体制 ⑤若年性認知症入居者受入加算 ⑥科学的介護推進体制加算 ⑦看取り介護加算 ⑧認知症専門ケア加算 ⑨サービス提供体制強化加算 ⑩介護職員処遇改善加算 ⑪介護職員等特定処遇改善加算 ⑫介護職員等ベースアップ等支援加算</p>	<p>①職員の欠如による減算 ②身体拘束廃止未実施減算</p>

<p>地域密着型 介護老人福祉施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①日常生活継続支援加算 ②看護体制加算 ③夜勤職員配置加算 ④テクノロジーの導入 ⑤準ユニットケア体制 ⑥生活機能向上連携加算 ⑦個別機能訓練加算 ⑧若年性認知症入所者受入加算 ⑨常勤専従医師配置 ⑩精神科医師定期的療養指導 ⑪障害者生活支援体制 ⑫栄養マネジメント強化体制 ⑬療養食加算 ⑭配置医師緊急時対応加算 ⑮看取り介護体制 ⑯在宅・入所相互利用体制 ⑰小規模拠点集合体制 ⑱認知症専門ケア加算 ⑲褥瘡マネジメント加算 ⑳排せつ支援加算 ㉑自立支援促進加算 ㉒科学的介護推進体制加算 ㉓安全対策体制 ㉔サービス提供体制強化加算 ㉕介護職員処遇改善加算 ㉖介護職員等特定処遇改善加算 ㉗介護職員等ベースアップ等支援加算 	<ul style="list-style-type: none"> ①夜間勤務条件基準による減算 ②職員の欠如による減算 ③ユニットケア体制 ④身体拘束廃止未実施減算
<p>複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①サテライト体制 ②特別地域加算 ③中山間地域等小規模事業所加算 ④若年性認知症利用者受入加算 ⑤栄養アセスメント・栄養改善体制 ⑥口腔機能向上加算 ⑦緊急時訪問看護加算 ⑧特別管理体制 ⑨ターミナルケア体制 ⑩看護体制強化加算 ⑪訪問体制強化加算 ⑫総合マネジメント体制強化加算 ⑬褥瘡マネジメント加算 ⑭排せつ支援加算 ⑮科学的介護推進体制加算 ⑯サービス提供体制強化加算 ⑰介護職員処遇改善加算 ⑱介護職員等特定処遇改善加算 ⑲介護職員等ベースアップ等支援加算 	<ul style="list-style-type: none"> ①職員の欠如による減算 ②訪問看護体制減算

② 届出の提出時期等

ア 加算を算定する場合

サービス種別	届出日	加算算定開始日
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	毎月 15 日以前	翌月
○緊急時訪問看護加算	届出書が受理された日から算定	
○認知症対応型共同生活介護（短期利用型を含む。） ○介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型を含む。）	前月末まで	当該月
○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	月途中	翌月

イ 加算を算定しなくなる場合

事業所の体制を変更した結果、加算を算定しない状況が生じた場合又は加算を算定しなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず当該算定について請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになります。悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

ウ 減算の場合

以下に該当する場合、すみやかに減算の届出をしてください。

この場合において減算の届出を行わず請求を行った場合は不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになります。悪質であると認められた場合は、指定の取消しとなることもありますので注意してください。

(ア) 人員基準欠如に該当する場合

<p>看護・介護職員の 人員基準欠如</p>	<p>人員基準上必要とされる員数から <u>1割を超えて減少した場合</u>には、その<u>翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</u>、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する。</p>
<p>看護・介護職員以外の 人員基準欠如</p>	<p>看護・介護職員の人員基準欠如人員基準上必要とされる員数から <u>1割の範囲内で減少した場合</u>には、その<u>翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</u>、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>その<u>翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで</u>、利用者等の全員について所定単位数が職員配置等基準に規定する算定方法に従って減算する（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。</p> <p>なお、指定<u>小規模多機能型居宅介護事業所</u>における<u>介護支援専門員及び指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>における<u>計画作成担当者</u>が必要な研修を修了していない場合、また、指定<u>認知症対応型共同生活介護事業所</u>における<u>計画作成担当者</u>のうち、<u>介護支援専門員</u>を配置していない場合についても、同様の取扱いとなる。</p>

※ 上述の「職員配置等基準」とは、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」（平成 12 年厚生省告示 27 号）を指します。

(イ) 夜勤体制による減算について

夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数を減算することとする。

- ・夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの時間を含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 2 日以上連続して発生した場合
- ・夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が 4 日以上発生した場合

※ 上述の「夜勤職員基準」とは、「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 29 号）」を指します。

（ウ） ユニットケア体制未整備減算について

ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準を満たさない状況が発生した場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算されることとする。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

- ・日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

※ 上述の「ユニットにおける職員の基準」とは、「厚生労働大臣が定める施設基準（平成 12 年厚生省告示第 26 号）」を指します。

（エ） 身体拘束廃止未実施減算について

指定基準第 118 条第 5 項、第 139 条第 5 項、第 159 条第 5 項、第 184 条第 7 項又は予防指定基準第 79 条第 2 項の記録（指定基準第 118 条第 4 項、第 139 条第 4 項、第 159 条第 4 項、第 184 条第 6 項又は予防指定基準第 79 条第 1 項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

③ 提出書類

提出種類は以下のとおりです。

- ア 届出書（別紙様式第2号）
- イ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ウ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）
- エ 添付資料

添付資料が必要な加算及び添付資料は以下のとおりです。

なお、減算にいたった事由が解消した場合は、その内容がわかる従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）（資格が必要な職種の場合は、資格証の写し）を添付してください。

また、届出に係る必要書類は、いわき市Webサイトからダウンロードして記入してください。

【いわき市ホームページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)】

トップページ>産業・ビジネス>福祉・介護

>地域密着型事業者の申請・届出等

>地域密着型サービス事業所の変更届出について

介護給付費算定に係る体制等に関する届出の添付書類について(地域密着型サービス)

※赤字の加算は、令和元10月報酬改定で追加された内容です。

サービス種別	届出項目 添付書類	留意事項
定期巡回・随 時対応型訪 問介護看護	特別地域加算 —	
	中山間地域における小規模事業所加算 ○中山間地域における小規模事業所加算に係る確認表 (参考計算様式③)	
	緊急時訪問看護加算 ○緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナル体制に係る 届出書(別紙8) ○勤務形態一覧表 ○24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる 書類(オンコール体制を規定した書類及び重要事項説明書等)	
	特別管理体制 ○緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナル体制に係る 届出書(別紙8-1)	
	総合マネジメント体制強化加算 —	
	ターミナルケア体制 ○緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナル体制に係る 届出書(別紙8-1)	
	サービス提供体制強化加算 ○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-12) ○従業員毎の研修計画(「研修の全体像が分かる計画書」及び 「従業者毎の個別計画書」) ○利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導 を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、 出席表、議事録等) ○従事者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書 類(従業者向けの実施通知や実施結果又は実施計画等) ○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考計画様式⑦) ○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表 ○介護福祉士等の割合で算出する場合は、資格証の写し。勤続 年数で算出する場合は、勤続年数を証する書類。	
	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算 ○介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善加算 計画書(別紙様式2-1、別紙様式2-2、別紙様式2-3)	・年度終了後、実績報告書を提出 すること。 ・詳細は「介護職員処遇改善加算及び 介護職員等特定処遇改善加算に関 する基本的考え方並びに事務処理手 順及び様式例の掲示について(R2.2.3.5 老発0305第6号)」等を参照。
	24時間通報対応加算 ○勤務形態一覧表	
	サービス提供体制強化加算 ○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-8) ○従業員毎の研修計画(「研修の全体像が分かる計画書」及び 「従業者毎の個別計画書」) ○利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業者の技術指導 を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、 出席表、議事録等) ○従事者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書 類(従業者向けの実施通知や実施結果又は実施計画等) ○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考計画様式⑦) ○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表	
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算 ○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)		
夜間対応型 訪問介護		

地域密着型 通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応 型通所介護 【共通】	職員の欠如による減算	
	○勤務形態一覧表	
	時間延長サービス体制	・加算を算定する際に、運営規程を変更する時は、別途変更届を提出
	○運営規程の写し(延長サービスを行う時間が明記されていること)	
	共生型サービスの提供	・共生型サービス:生活介護事業所、自立訓練事業所、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
	○障害福祉制度の指定を受けていることが分かる書類(指令書の写し等)	
	生活相談員配置等加算	
	○勤務形態一覧表	
	○生活相談員の資格証、経歴書	
	○地域に貢献する活動を行っていることが分かる書類	
	入浴介助体制	
	○平面図及び浴室の写真	
	中重度者ケア体制加算	※勤務形態一覧表だけで加配の要件が確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加配要件を満たす書類を作成すること。
	○勤務形態一覧表	
	○前年度(3月を除く)又は前3月の利用者総数のうち、要介護3～5の利用者の占める割合が30%以上であることが確認できる資料	
	○看護職員の資格証の写し	
	個別機能訓練体制	
	○勤務形態一覧表	
	○機能訓練指導員の資格証の写し	
	ADL維持等加算[申出]の有無	—
ADL維持等加算		
○ADL維持等加算に係る届出書(別紙19)		
認知症加算	※認知症日常生活自立度Ⅲ以上:ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者 ※認知症介護研修とは、認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修を指す。 ※勤務形態一覧表だけで加配の予見が確認できない場合は、利用者数に応じて必要なサービス提供時間、介護・看護職員(サービス提供時間を通じた専従者を除く)の提供時間から加配要件を満たす書類を作成すること。	
○勤務形態一覧表		
○前年度(3月を除く)又は前3月の利用者総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が20%以上であることが確認できる書類		
○認知要介護研修の修了証の写し		
若年性認知症利用者受入加算	—	
栄養改善体制		
○勤務形態一覧表		
○管理栄養士の免許証の写し		
口腔機能向上体制		
○勤務形態一覧表		
○言語聴覚士、歯科衛生士、看護師又は准看護師の免許証の写し		
サービス提供体制強化加算	・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと ・認知症対応型通所介護の場合、別紙12-4の代わりに別紙12-9を提出のこと。	
○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-4)		
○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考計画様式⑦)		
○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表		
○介護福祉士等の割合で算出する場合は、資格証の写し。勤続年数で算出する場合は、勤続年数を証する書類。		
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算		
○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)		

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	職員の欠如による減算	
	○勤務形態一覧表	
	若年性認知症利用者受入加算	—
	看護職員配置加算	
	○勤務形態一覧表	
	○看護師又は准看護師の免許証	・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと
	看取り連携体制加算	
	○看護師により24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類、重要事項説明書等)	
	○看取りに関する指針	
	訪問体制強化加算	
○勤務形態一覧表		
総合マネジメント体制強化加算	—	
サービス提供体制強化加算		
○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-10)		
○従業員毎の研修計画(「研修の全体像が分かる計画書」及び「従業員毎の個別計画書」)		
○利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業員の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、出席表、議事録等)	・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと	
○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考計画様式⑦)		
○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表		
○介護福祉士等の割合で算出する場合は、資格証の写し。勤続年数で算出する場合は、勤続年数を証する書類。		
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算		
○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	職員の欠如による減算	
	○勤務形態一覧表	
	身体拘束廃止取組の有無	—
	夜間勤務条件基準による減算	
	○勤務形態一覧表	
	夜間支援体制加算	
	○勤務形態一覧表	・宿直勤務に当たる者を必ず記載すること
	若年性認知症利用者受入加算	—
	利用者の入院期間中の体制	
	○退院後再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に円滑に入居することができる体制を確保していることが確認できる書類(重要事項説明書又は契約書等)	
看取り介護加算		
○勤務形態一覧表		
○看護師の資格証の写し		
○病院又は診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により看護師を確保している場合は、その契約書等	・医療連携体制加算を算定していること	
○看取りに関する指針の写し		
○看取りに関する職員研修計画		

(介護予防) 認知症対応 型共同生活 介護	医療連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・重度化した場合の対応に係る指針には、少なくとも次の事項について定めること。 ①急性期における医師や医療機関との連携体制 ②入院期間中におけるグループホームの家賃や食材料費の取扱い ③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する方針
	【Ⅰの場合】	
	○勤務形態一覧表	
	○看護師の資格証の写し	
	○病院又は診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により看護師を確保している場合は、その契約書等	
	○看護師により24時間連絡体制を確保していることが確認できる資料	
	○重度化した場合の対応に係る指針	
	【Ⅱの場合】	
	○勤務形態一覧表	
	○看護職員の資格証の写し	
○病院又は診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により看護師を24時間連絡体制を確保している場合は、その契約書等		
○算定日が属する月の前12ヶ月間において、喀痰吸引等が実施されている利用者が1人以上であることが確認できる資料		
○重度化した場合の対応に係る指針		
【Ⅲの場合】		
○勤務形態一覧表		
○看護師の資格証の写し		
○看護師により24時間連絡体制を確保していることが確認できる資料(病院又は診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により24時間連絡体制を確保している場合は、その契約書等)		
○算定日が属する月の前12ヶ月間において、喀痰吸引等が実施されている利用者が1人以上であることが確認できる資料		
○重度化した場合の対応に係る指針		
認知症専門ケア加算		
○認知症ケア加算に係る届出書(参考計算様式⑧)		
○勤務形態一覧表		
○認知症介護実践リーダー研修修了証		
○認知症介護指導者研修修了証(Ⅱの場合)		
○介護職員及び看護職員ごとの、認知症ケアに関する研修計画		
サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと 	
○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-11)		
○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考計画様式⑦)		
○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表		
○介護福祉士等の割合で算出する場合は、資格証の写し。勤続年数で算出する場合は、勤続年数を証する書類。		
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算		
○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)		
(介護予防)短期利用認知症対応型共同生活介護	適用要件:従業員として、認知症介護実践者研修「専門課程」、「実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者養成研修」修了者が確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の変更も求められる
	職員の欠如による減算	
	○認知症対応型共同生活介護と同じ	
	夜間勤務条件基準による減算	
	○認知症対応型共同生活介護と同じ	
	夜間支援体制加算	
	○認知症対応型共同生活介護と同じ	
	若年性認知症利用者受入加算	
	○認知症対応型共同生活介護と同じ	
	医療連携体制加算	
	○認知症対応型共同生活介護と同じ	
	サービス提供体制強化加算	
	○認知症対応型共同生活介護と同じ	
	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算	
	○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)	

地域密着型 特定施設入 居者生活介 護	職員の欠如による減算 ○勤務形態一覧表	
	身体拘束廃止取組の有無	
	入居継続支援加算 ○入居継続支援加算に係る届出書(別紙20) ○算定の根拠となる書類	
	生活機能向上連携加算	
	個別機能訓練体制 ○勤務形態一覧表 ○機能訓練指導員の資格証の写し	
	夜間看護体制加算 ○夜間看護体制に係る届出書(別紙9) ○勤務形態一覧表 ○看護師の資格証の写し ○オンコール体制に関する取り決め(指針やマニュアル等)の写し ○看護師により24時間連絡体制を確保していることが分かる資料 ○重度化した場合の対応に係る指針 ①急性期における石や医療機関との連携体制 ②入院期間中におけるグループホームの家賃や食材料費の取扱い ③看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する方針	
	若年性認知症利用者受入加算	
	看取り介護加算	
	認知症専門ケア加算 ○認知症ケア加算に係る届出書(参考計算様式⑧) ○勤務形態一覧表 ○認知症介護実践リーダー研修修了証 ○認知症介護指導者研修修了証(Ⅱの場合) ○介護職員及び看護職員ごとの、認知症ケアに関する研修計画	
	サービス提供体制強化加算 ○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-14) ○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考計画様式⑦) ○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表 ○介護福祉士等の割合で算出する場合は、資格証の写し。勤続年数で算出する場合は、勤続年数を証する書類。	
	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算 ○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)	
	適用要件:短期利用地域密着型特定入居者生活介護費に関する確認表(参考計算様式⑤) 有料老人ホームの運営規程又は重要事項説明書の写し	・運営規程の変更も求められる
	職員の欠如による減算 ○勤務形態一覧表	
	夜間看護体制加算 ○地域密着型特定施設入居者生活介護と同じ	
	若年性認知症利用者受入加算	
サービス提供体制強化加算 ○地域密着型特定施設入居者生活介護と同じ		
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算 ○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)		

地域密着型 介護老人福 祉施設	夜間勤務条件基準による減算	
	○勤務形態一覧表	
	職員の欠如による減算	
	○勤務形態一覧表	
	ユニットケア体制	
	○勤務形態一覧表	
	※記載上の留意点	
	①日中、ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員 の配置があること	
	②夜間・深夜、2ユニット毎に1人以上の看護職員又は介護 職員の配置があること	
	③ユニットリーダーを表示していること	
	○ユニットリーダー研修修了証の写し	
	身体拘束廃止取組の有無	—
	日常生活継続支援加算	
	○サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算に関する 届出書(別紙12-6)	
	○算定の根拠となる資料	
		・定員超過利用、人員基準欠如に 該当していないこと ・当該加算を算定する場合は、 サービス提供体制加算は算定でき ない
	看護体制加算	
	○看護体制加算に係る届出書(別紙9-3)	
	○看護師、准看護師の資格証の写し	
	○勤務形態一覧表	
	○(加算(Ⅱ)を算定する場合、)看護職員との「24時間連絡体制」 が確保されていることが分かる資料(指針やマニュアル等)	
		・定員超過利用、人員基準欠如に 該当していないこと
	夜間職員配置加算	
	○勤務形態一覧表	
	○夜勤配置職員加算に係る確認表(参考計算様式⑥)	
	介護ロボットの導入	
○介護ロボットの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書 (別紙22)		
○平面図(見守り機器の配置を明示)、写真(見守り機器の設置 が確認できるもの)		
準ユニットケア体制		
○勤務形態一覧表		
※記載上の留意点		
①日中、ユニット毎に常時1人以上の看護職員又は介護職員 の配置があること		
②夜間・深夜、2ユニット毎に1人以上の看護職員又は介護 職員の配置があること		
③ユニットリーダーを表示していること		
○ユニットリーダー研修修了証の写し		
○平面図及び写真		
生活機能向上連携加算	—	
個別機能訓練体制		
○勤務形態一覧表		
○機能訓練指導員の資格証の写し		
若年性認知症利用者受入加算	—	
常勤専従医師加算		
○勤務形態一覧表		
○医師免許証の写し		
精神科医師定期的療養指導		
○勤務形態一覧表		
○医師免許証の写し		
障害者生活支援体制		
○勤務形態一覧表		
○障がい者生活支援員が必要とされる資格等を有することを証 する資料の写し		
栄養マネジメント体制		
○勤務形態一覧表		
○栄養マネジメントに関する届出書(別紙11)		
○管理栄養士の免許証の写し		
	・定員超過利用、人員基準欠如に 該当していないこと	

地域密着型 介護老人福 祉施設	療養食加算	
	○勤務形態一覧表	
	○管理栄養士の免許証の写し	
	配置医師緊急時対応加算	
	○配置医師緊急時対応加算に係る届出書(別紙21)	
	○勤務形態一覧表	
	○医師免許証の写し	
	○入所者に対する注意事項等の情報共有や曜日ごとの連絡方法等について、取り決めがなされていることが確認できる書類	
	○24時間対応な体制が確認できる書類	
	看取り介護体制	
○看取り介護体制に係る届出書(別紙9-4)		
○勤務形態一覧表		
○オンコール体制に関する取り決め(指針やマニュアル等)の写し		
○看取りに関する指針の写し		
○看取りに関する職員研修計画		
○平面図		
在宅・入所相互利用体制	—	
小規模拠点集合型施設加算		
○平面図		
認知症専門ケア加算		
○認知症ケア加算に係る届出書(参考計算様式⑧)		
○勤務形態一覧表		
○認知症介護実践リーダー研修修了証		
○認知症介護指導者研修修了証(Ⅱの場合)		
○介護職員及び看護職員ごとの、認知症ケアに関する研修計画		
褥瘡マネジメント加算		
○褥瘡マネジメントに関する届出書(別紙23)		
○勤務形態一覧表		
サービス提供体制強化加算		
○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-6)		
○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考計画様式⑦)		
○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表		
○介護福祉士等の割合で算出する場合は、資格証の写し。勤続年数で算出する場合は、勤続年数を証する書類。		
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算		
○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)		
職員の欠如による減算		
○勤務形態一覧表		
訪問看護体制減算	—	
サテライト体制	—	
若年性認知症利用者受入加算	—	
緊急時訪問看護加算		
○緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナル体制に係る届出書(別紙8-1)		
○勤務形態一覧表		
○24時間常時連絡できる体制を整備していることが確認できる書類(オンコール体制を規定した書類及び重要事項説明書等)		
特別管理体制		
○緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナル体制に係る届出書(別紙8-1)		
ターミナルケア体制		
○緊急時訪問看護・特別管理体制・ターミナル体制に係る届出書(別紙8-1)		
看護体制強化加算		
○看護体制及びサテライト体制に係る届出書(別紙8-3)		
○登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出されていることが確認できる資料		
訪問体制強化加算		
○勤務形態一覧表		
総合マネジメント体制強化加算	—	
サービス提供体制強化加算		
○サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-13)		
○従業員毎の研修計画(「研修の全体像が分かる計画書」及び「従業員毎の個別計画書」)		
○利用者に関する情報や留意事項の伝達又は従業員の技術指導を目的とした会議の定期的な開催を確認できる資料(会議次第、出席表、議事録等)		
○従事者に対する健康診断の定期的な実施体制を確認できる書類(従事者向けの実施通知や実施結果又は実施計画等)		
○サービス提供体制強化加算に関する資料(参考計画様式⑦)		
○職員の割合算出に必要な月数分の勤務形態一覧表		
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算		
○(定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じ)		

・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと

・定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと

(2) 指定の更新

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む介護保険事業所の指定の効力について、原則 6 年間の有効期間が設けられました。

このため、事業を継続するためには、6 年ごとに指定の更新申請を行う必要があります。有効期間が満了しても更新を行わない場合は指定の効力を失うこととなります。

なお、更新申請を行う時期及び提出期限等については、原則として対象となる事業所に対し、あらかじめ市より通知します。

① 指定更新の手続き

- 指定更新申請書（別紙様式 2 号(2)）に必要書類を添付し、正本一部を提出してください。
- 書類審査、現地確認及びいわき市介護保険運営協議会の地域密着型サービス部会での協議を経て、更新を認めることが適当と判断された場合は、更新後の有効期間（更新前の有効期間の満了日の翌日から起算して 6 年間以内）を記載した通知書を送付します。
- 指定更新申請に係る必要書類は、いわき市 Web サイトからダウンロードして記入してください。

【いわき市ホームページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)】

トップページ>産業・ビジネス>福祉・介護>

>地域密着型事業者の申請・届出等

>地域密着型サービス事業所の指定更新申請について

② 提出及び問合せ先

いわき市役所 介護保険課 長寿支援係 (TEL 22-7467)

【留意事項】

- 申請者又は事業所の管理者等が介護保険法に定める欠格事由に該当する場合には、指定の更新を受けることができませんので、更新申請に当たっては誓約書に記載されている欠格事由に該当しないか十分に確認してください。(更新後において、更新申請時点で欠格事由に該当することが判明した場合には、虚偽の申請を行ったとみなされ処分の対象となることがあります。)
- 更新申請においても新規指定時と同様に人員、設備及び運営基準を満たしている必要があります。更新申請時にこれらの基準を満たしていないと認められる場合には更新を受けることができません。
- 本市以外の他の市町村から指定を受けている場合は、その市町村にも更新申請を行わなければならないのでご注意ください。

2 他法令の届出等

(1) 老人福祉法に基づく届出

地域密着型サービス事業所としての指定申請等と並行して、老人福祉法に基づく手続きが必要な場合があります。

なお、老人福祉法に基づく届出及び認可申請の届出（申請）先は、地域密着型サービス事業所指定申請に同じく「いわき市介護保険課」となります。

① 地域密着型サービス事業所の老人福祉法における位置付け

介護保険法	老人福祉法	
地域密着型（介護予防）サービス	老人居宅生活支援事業 (法第5条の2第1項)	老人福祉施設 (法第5条の3)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	老人居宅介護等事業 (第5条の2第2項)	
夜間対応型訪問介護		
地域密着型通所介護（介護予防） 認知症対応型通所介護	老人デイサービス事業 (第5条の2第3項)	老人デイサービスセンター (第20条の2の2)
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護事業 (第5条の2第5項)	
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	認知症対応型老人共同生活援助事業 (第5条の2第6項)	
地域密着型 特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		特別養護老人ホーム (第20条の5)
複合型サービス	複合型サービス福祉事業 (第5条の2第7項)	

※ 地域密着型特定施設入居者生活介護は、老人福祉法上の位置付けはありませんが、有料老人ホーム又は軽費老人ホームが指定を受けている場合は、それぞれ老人福祉法又は社会福祉法に規定する手続き等が必要な場合がありますのでご注意ください。

② 事業開始時の届出等

新たに事業を開始しようとする際は、老人福祉法第14条、第15条第2項及び第4項の規定に基づき、次の届出（認可申請）が必要となります。

サービス種別	必要な届出等	届出等時期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・ 複合型サービス 	老人居宅生活支援事業開始届	あらかじめ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 	老人居宅生活支援事業開始届	あらかじめ
	老人デイサービスセンター等設置届	あらかじめ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	特別養護老人ホーム設置認可申請書	設置前

※ 地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護事業所については、老人居宅生活支援事業開始届及び老人デイサービスセンター等設置届の2種類の届出が必要となります。

③ 届出等事項の変更届

厚生労働省令で定められる事項（老人福祉法施行規則第1条の10、第3条の2及び第4条に規定。）に変更が生じたとき又は変更しようとするときは、その旨を本市に届け出る必要があります。

ア 提出書類

- (ア) 老人居宅生活支援事業 : 老人居宅生活支援事業変更届
- (イ) 老人デイサービスセンター : 老人デイサービスセンター等変更届
- (ウ) 特別養護老人ホーム : 老人ホーム事業変更届

イ 届出が必要な変更事項及び提出時期

サービス種別	届出が必要な変更事項	提出時期
老人居宅生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 地域密着型通所介護 ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護 	①事業の種類及び内容 ②経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地） ③条例、定款その他の基本約款 ④職員の定数及び職務の内容 ⑤主な職員の氏名及び経歴 ⑥事業を行おうとする区域	変更の日 から 1月以内

<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 ・(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ・複合型サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類、所在地（夜間対応型訪問介護を除く。） ⑧登録定員（(介護予防)小規模多機能型居宅介護のみ）又は入居定員（(介護予防)認知症対応型共同生活介護のみ） 	
老人デイサービスセンター <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型通所介護 ・(介護予防) 認知症対応型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の名称、種類及び所在地 ②建物の規模及び構造並びに設備の概要 ③職員の定数及び職務の内容 ④施設の長その他主な職員の氏名及び経歴 ⑤事業を行おうとする区域 	変更の日から 1月以内
特別養護老人ホーム <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ①施設の名称、種類及び所在地 ②土地又は建物に係る権利関係 ③建物の規模及び構造並びに設備の概要 ④施設の運営の方針 ⑤職員の定数及び職務の内容 	あらかじめ

※ 地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護事業所において、変更となる事項が「老人居宅生活支援事業」と「老人デイサービスセンター」で共通の「届出が必要な変更事項」に該当する場合、2種類の変更届の提出が必要となります。

- ④ 廃止又は休止の届出（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）
老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンターを廃止し又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに本市に届け出る必要があります。

ア 提出書類

- (ア) 老人居宅生活支援事業 : 老人居宅生活支援事業廃止・休止届
(イ) 老人デイサービスセンター : 老人デイサービスセンター等廃止・休止届
※ (介護予防)認知症対応型通所介護を廃止又は休止する場合は、(ア)及び(イ)の両方の届出が必要です。

- ⑤ 廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の認可申請（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ。）

特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、市長の認可が必要です。

ア 提出書類

- (ア) 廃止又は休止：老人ホーム廃止・休止認可申請書
 - (イ) 定員の増減：老人ホーム入所定員減少・増加認可申請書
- 老人福祉法に基づく届出等に係る必要書類は、いわき市Webサイトからダウンロードして記入してください。

【いわき市ホームページ (<http://www.city.iwaki.lg.jp>)】

トップページ>産業・ビジネス>福祉・介護>
>介護保険事業者の申請・届出等>老人福祉法上の届出関係様式

(2) 生活保護法の指定介護機関の指定

生活保護法では、生活保護受給者も介護サービス等を利用できるように「介護扶助」を設けております。

平成26年7月に生活保護法が改正され、平成26年7月1日から新たに介護保険法の規定による指定または開設許可がなされた介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

(3) その他関係法令の遵守

事業所の整備に当たり、建物の新增築、土地の造成等を行う際は、都市計画法、建築基準法、消防法等各種法令について、必要な手続き等を十分確認し、遵守するしてください。

また、認可法人については、法人所轄庁に対し、新規事業の追加に関する手続き等が必要になる場合がありますので法人所轄庁にご確認ください。